

平成28年第1回定例会6月議会提出議案概要書

総務部 法務課
財務部 財政課

議 案 目 録

- 議案第 6 1 号 明石市立学校給食センター条例制定のこと
- 〃 第 6 2 号 明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 3 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 4 号 明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 5 号 平成 2 8 年度明石市一般会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 6 6 号 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと
- 〃 第 6 7 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 8 号 財産区有財産の無償譲渡のこと
- 報告第 1 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 4 号 平成 2 7 年度明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 5 号 平成 2 7 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 6 号 平成 2 7 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 7 号 平成 2 7 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 8 号 平成 2 7 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 9 号 平成 2 7 年度明石市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 2 0 号 平成 2 7 年度明石市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 2 1 号 平成 2 7 年度明石市水道事業会計予算繰越計算書報告のこと
- 〃 第 2 2 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 2 8 年度事業計画）報告のこと

1 要 旨

市立中学校における学校給食の調理等の業務を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本市に学校給食センターを設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称及び位置

名称 明石市立西部学校給食センター

位置 明石市魚住町西岡 2 1 1 9 番地の 9

(2) 職員

所長その他必要な職員を置く。

(3) 実施する業務

ア 副食物の調理及び配送その他市立中学校における学校給食の実施に関すること。

イ 市立中学校における学校給食を通じた食育の推進に関すること。

ウ その他教育委員会が必要と認める業務

3 施行期日

教育委員会規則で定める日

1 要 旨

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額を引き上げようとするもの。

2 内 容

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担限度額の引上げ

ア 自動車の借入費（1日当たり）

（現行） 15,300 円 → （改正） 15,800 円

イ 自動車の燃料費（1日当たり）

（現行） 7,350 円 → （改正） 7,560 円

(2) 選挙運動用ポスター1枚当たりの作成費の公費負担限度額の引上げ

ポスター掲示場の数が500を超える場合

（現行） 26 円 73 銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 557,115 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

（改正） 27 円 50 銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 573,030 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

(3) 選挙運動用ビラ1枚当たりの作成費の公費負担限度額の引上げ

（現行） 7 円 30 銭 → （改正） 7 円 51 銭

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方公務員災害補償法施行令等の一部改正に伴い、傷病補償年金又は休業補償の支給事由と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を引き上げようとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- イ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- ウ 明石市消防団員等公務災害補償条例

(2) 調整率の引上げ

同一の事由により公務災害補償である傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金等が併給される場合、損害の重複填補を防ぐため、傷病補償年金又は休業補償については、調整率を乗じて減額した額を給付することとしている。この調整率を、政令で定める調整率に合わせるため、引き上げる。

公務災害補償の区分	調整率	
	現行	改正
傷病補償年金	0.86	0.88
休業補償	0.86	0.88

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

大窪村財産区立中ノ番会館を地元自治会に譲渡し、一層地域に密着した施設とするため、財産区立会館としての当該会館を廃止しようとするもの。

2 内 容

財産区立会館の名称等を定めた別表から中ノ番会館の項を削るとともに、中ノ番会館の使用料を定めた料金表を削る。

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で補助事業の承認により、（仮称）明石市東部中学校給食センター建設事業費等を追加するとともに、歳入では国庫支出金、市債及び繰越金を追加するもの。

また併せて、（仮称）明石市東部中学校給食センター建設等に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 545,500 千円 補正後 104,774,688 千円 〕

歳 入

国庫支出金	92,700 千円	教育費国庫補助金	56,600 千円
		土木費国庫補助金	36,100 千円
繰越金	15,200 千円	前年度繰越金	
市債	437,600 千円	教育債	346,400 千円
		土木債	66,200 千円
		衛生債	25,000 千円

歳 出

投資的経費	535,500 千円	中学校給食導入事業費	229,000 千円
		小学校体育施設整備事業費	174,000 千円
		大蔵地区住環境整備事業費	73,300 千円
		鳥羽新田土地区画整理事業費	29,000 千円
		動物愛護施設整備事業費	25,000 千円
		明石商業高等学校施設整備事業費	5,200 千円
物件費	10,000 千円	交通安全啓発・教育事業費	10,000 千円

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
給食センター施設建設工事	2,036,900	H29
給食センター厨房設備設置工事	274,300	H29
給食センター厨房設備保守業務委託	11,446	H29～H37

議案第 6 6 号

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
焼却施設プラント 設備保全工事	保全工事一式	ごみクレーン保守、ごみ ホッパ保守、廃熱ボイラ 保守、機器冷却水冷却塔 保守

2 請負金額 金 626,400,000円

3 相手方 大阪市北区中之島2丁目3番33号
住重環境エンジニアリング株式会社 大阪支店
支店長 丸 山 克 治

4 支払条件 平成28年度 金 274,363,200円以内
平成29年度 残 額

(参考)

工事期限 平成30年3月10日

1 要 旨

平成26年第2回定例会9月議会において議決を受けた明石市立人丸小学校東・南校舎及びコミセン・児童クラブ改築ほか（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価の上昇により、明石市工事請負契約約款第25条第6項に基づき請負金額を増額する必要が生じたことに伴い、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

2 内 容

請負金額の変更

(変更前)		(変更後)
972,000,000 円	→	992,682,000 円
		(20,682,000 円増額)

(参考)

相手方	株式会社池内工務店
工事期限	平成28年8月31日

1 要 旨

財産区有財産を無償譲渡することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

無償譲渡しようとする建物及び相手方

名 称	大窪村財産区立中ノ番会館
位 置	明石市大久保町大窪1250番地
構 造 及 び 面 積	鉄筋コンクリート造2階建 延 171.11平方メートル
相手方	中之番自治会 会長 畑 啓 一

1 要 旨

道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年5月13日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 405,497円
- (2) 相手方 明石市在住の個人
- (3) 事故の内容 平成28年4月26日明石市大久保町大久保町409番地の2地先の道路上において、相手方所有の軽乗用車の前輪が側溝上に設置してあるグレーチング蓋に乗った際、グレーチング蓋が跳ね上がって車体に接触し、損害を与えたもの。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 情報化基盤整備事業	60,000	60,000
2 障害福祉システム管理事業	14,600	7,291
3 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	900,800	897,213
4 児童福祉一般事務事業	23,000	1,998
5 児童手当施行事務事業	6,000	4,081
6 生活保護管理事業	5,100	2,441
7 土地改良事業	10,000	10,000
8 明石産農水産物販路拡大(地方創生加速化)事業	20,000	20,000
9 沿岸漁場整備・構造改善事業	376,000	373,368
10 道路維持補修事業	17,000	16,000
11 道路新設改良事業	137,000	136,950
12 交通安全施設整備事業	248,000	206,500
13 公共施設整備等まち再生事務事業	111,000	110,694
14 山陽電鉄連続立体交差第 2 期事業	24,000	17,000
15 明石駅前南地区市街地再開発事業	2,705,000	2,699,348
16 大久保駅前土地区画整理事業	260,000	246,420
17 街路整備事業	155,100	154,960
18 市営住宅整備事業	160,000	158,700
19 防火水槽整備事業	5,000	2,530
20 小学校施設整備事業	119,000	117,305
21 小学校耐震化特別対策事業	629,900	594,392
22 中学校施設整備事業	837,500	814,553
23 中学校給食導入事業	745,000	744,960
合 計	7,569,000	7,396,704

報告第 1 5 号

平成 2 7 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算繰越
明許費繰越計算書報告のこと

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき明石市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 一般管理事務事業 (社会保障・税番号制度に係るシステム整備)	21,000	8,158
合計	21,000	8,158

報告第 16 号

平成 27 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算繰越
明許費繰越計算書報告のこと

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき明石市公共用地取得事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 国道 2 号改良事業用地先行取得事業	52,000	51,000
合計	52,000	51,000

報告第 17 号

平成 27 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算事故
繰越し繰越計算書報告のこと

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき公共用地取得事業特別
会計予算事故繰越し繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	繰越額	説明
1 国道 2 号改良事業用地先行 取得事業	28,728	補償対象物件の撤去に遅 延が生じたため
合計	28,728	

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 墓園整備事業	7,000	7,000
合計	7,000	7,000

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき明石市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 下水道整備事業	150,000	150,000
2 下水道終末処理場建設事業	161,000	161,000
合計	311,000	311,000

報告第 20 号

平成 27 年度明石市介護保険事業特別会計予算繰越明許
費繰越計算書報告のこと

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき明石市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 一般管理事務事業 (社会保障・税番号制度に係るシステム整備)	38,000	9,331
合計	38,000	9,331

地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定に基づき明石市水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	第 3 次整備事業	409,930,200
		老朽管整備事業	395,667,720
		建設改良事業	505,720,800
合 計			1,311,318,720

事故繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費	51,649,920
		総係費	4,860,000
合 計			56,509,920

報告第 2 2 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 28 年度事業計画）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 28 年度の事業計画書を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。